

事務連絡
令和3年3月31日

一般社団法人日本建設業連合会 御中

環境省水・大気環境局 大気環境課

建築物の解体等における石綿飛散防止対策の実施について

平素、建築物の解体等における石綿飛散防止対策については、日頃より格別のご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿の飛散防止対策を円滑かつ的確に実施するために、今般、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成24年3月環境省）」を改訂するとともに、厚生労働省の所管する労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。）に基づく石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。）及び「労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（平成30年3月厚生労働省）」と統合し、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）」として下記のとおり、とりまとめました。

つきましては、貴団体の御所属の事業者等に幅広く周知いただきますよう、よろしく申し上げます。

○建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月厚生労働省、環境省）

https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html

環境省水・大気環境局大気環境課 担当 石山、吉田 TEL 03-5521-8293 Mail kanri-kankyo@env.go.jp
--